

資料名称	第4回杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な 考え方検討部会会議録	
日時	令和4年10月13日(木) 午後7時から午後9時20分まで	
場所	杉並区役所 教育委員会室 (東棟6階)	
出席者	委員	浅見委員(部会長)、加藤委員※、佐藤委員※、細川委員 (※オンライン参加)
	事務局	岡本デジタル戦略担当部長(オンライン参加)、黒澤情報管理課長、 倉岡情報公関係長
傍聴者	3名	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料11 部会報告書案<事前確認版> ・資料12 意見用紙 ・資料11(修正) 部会報告書案 ・第3回杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会 会議録 ・部会報告書再修正案(「資料11(修正) 部会報告書案」中、P24~27・34) 	
【会議内容】 1 前回議論の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・第3回会議録の確認 2 議題 <ul style="list-style-type: none"> ・報告書案の確認・確定 		

浅見部会長	<p>ただいまより、第4回杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会を開会いたします。</p> <p>それでは初めに、事務局から事務連絡をお願いいたします。</p>
情報管理課長	<p>本日は遅い時間からお集まりいただきましてありがとうございます。本日は、浅見部会長、細川委員は区役所からのご参加、加藤委員、佐藤委員はオンラインでのご参加となります。水町委員は欠席の旨のご連絡がございました。</p> <p>それでは、会議の開始前に、オンラインを活用した部会進行の注意点を確認させていただきます。発言者を明確にするために、発言される委員及び区職員は、挙手をして、部会長の指名を受けてから発言してください。また、委員の〇〇です、などと名乗った上でご発言をお願いいたします。部会長が発言者を特定できない場合などは事務局で適宜サポートいたします。また、オンラインで発言される委員の方は、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただくようお願いいたします。会場にいらっしゃる浅見部会長、細川委員におかれましては、発言の際はお手元のマイクを使用させていただくようお願いいたします。会議中、オンライン参加の委員の通信が遮断し、すぐに再接続できない等のトラブルが発生した場合は、事務局に携帯電話をご用意しておりますので、こちらにご連絡いただきますようお願いいたします。電話番号は事前にメールでお送りしているとおりとなります。こちらは貸出用の携帯電話のため、会議中のみの電話番号となります。</p> <p>また、前回と同様に、当部会の議事内容の確認のために、事務局による録音をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>事務連絡は以上でございます。</p>
浅見部会長	<p>次に、事務局から本日の配布資料について、ご説明をお願いいたします。</p>
情報公関係長	<p>それでは、配布資料について確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。まず、本日の次第がございます。次に、資料11としまして、今回の部会の開催に先立って委員の皆様にご確認をお願いいたしました報告書案をご用意しております。続いて、資料12としまして、今回の部会の開催に先立ってご確認をお願いいたしました報告書案に対して、各委員の皆様から頂戴したご意見及びそれに対する事務局からの回答を記載したものををご用意しております。なお、資料12につきまして、資料12-3の部分に差し替えが発生しております。このため、本日オンラインでご参加の委員の皆様には先ほどメールでお送りしたものが差替えたものとなります。資料12-1、資料12-2については、事前にお送りした内容から変更はありません。区役所にて直接ご参加の委員の皆様には、すでに一式差替えたものをご用意しておりますので、よろしくお願いいたします。続きまして、資料11 修正案としまして、今回の部会の開催に先立ちご確認をお願いいたしました報告書案、先ほどご覧いただきました報告書案資料11に対して、それぞれ頂戴いたしましたご意見を踏まえて記載内容を修正した報告書案をご</p>

	<p>用意しております。さらに、第3回部会の会議録をご用意しております。さらに、席上配布資料としまして、本日ご欠席の水町委員からいただいた資料11 修正版に対するご意見をご用意しております。オンラインで本日ご参加の皆様につきましては、先ほどメールでお送りした資料ということになります。それから、本日水町委員からいただきました修正前の意見を踏まえて報告書案を一部修正しております。これは、審議会の諮問事項に関することについての修正意見となりますが、これにつきましてもオンライン参加の委員の皆様には先ほどメールで送付させていただいたものとなっております。その他、議論の参考資料としまして、今回の条例の改廃等に関係する法令や国のガイドラインなどを綴ったファイルをご用意させていただいております。</p> <p>お配りした資料は以上になりますが、資料の不足等はございますでしょうか。オンラインでご参加の委員におかれましても、事前に送付した資料がお手元に届いているかと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>配布資料の確認は以上でございます。</p>
浅見部会長	<p>それでは、次第にしたがって議論していきたいと思います。</p>
<p>前回議論の確認について</p>	
浅見部会長	<p>まず、前回第3回の会議録の確認ですが、あらかじめ皆様にはご確認をいただいているところですが、内容にご異議等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、配布した内容で第3回の会議録を確定させていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、本日の議題に入らせていただきます。</p>
<p>報告書の確認・確定について</p>	
浅見部会長	<p>本日は、これまで議論してきた審議の内容、審議会本会に報告する際の報告書の内容を確認し、確定したいと思っております。また、本日もいろいろと意見が出るかと思いますが、本日のうちに確定できればと思っておりますが、もしだめならだめでまたやらざるを得ないかなと思っておりますけども、皆様よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、事務局の方で用意いただいた資料について、ご説明をお願いいたします。</p>
情報公関係長	<p>それではまず、事前確認版の資料 11、こちらの資料を用いて、報告書の構成についてご説明させていただきます。なお、この事前確認版ですが、先ほど申し上げましたとおり本日の部会前にあらかじめ委員の皆様からご意見を頂戴するため、前回9月5日の部会でご確認いただいた報告書の構成案をベースに当日の審議結果を踏まえた上で事務局において作成し、9月29日付で委員の皆様にお送りしたものとなります。報告書の構成についてでございますが、前回の部会でお示しいたしました構成案からの変更点をご説明させていただきます。まず3ページ以降「第2 各諮問事項」という、それぞれの検討事項についてのページが始まるのですが、それぞれの検討事項の冒頭に箱囲いで結論をまとめさせていただいている部分について、前回の部</p>

	<p>会において、現行制度からの変更点があるのか無いのか示した方がいいとのご意見をいただきましたので、それぞれタイトルの右の方に変更の有る無し等について枠囲いでゴシック体で表示しております。また、「(1) 区の現行制度」というのがそれぞれございますけれども、こちらの方に現在の杉並区の個人情報保護条例の規定を追記しております。また、例えばこちらの資料の 11 ページ、16 ページ、23 ページにそれぞれの説明資料としまして、これまでの部会でも使用してきましたが、図表のページを追加しております。また、巻末資料としまして、こちらもこれまでの部会で資料として使用してきました関係規定の比較表、審議会の役割の新旧対照表、現行の杉並区個人情報保護条例の条文を追加しております。</p> <p>次に、この事前確認版の資料 11 報告書に対しまして、委員の皆様から事前いただきましたご意見とそれに対する事務局の考え方を記載した資料 12、また、資料 12 を踏まえて資料 11 を修正しました資料 11 (修正)、こちらにつきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>なお、説明の手順でございますが、全てを一度にご説明いたしますと時間がかかりますので、一旦検討項目ごとに区切って説明をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。それではまず、資料 11 から資料 11 (修正) への修正内容について、いただいたご意見を資料 12 でご紹介しつつ、ご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、報告書の第 1 の総論の部分についてですが、こちらについての修正箇所についてのご説明をさせていただきます。こちらの修正箇所でございますが、1 か所のみということになります。該当箇所でございますが、資料 11、それから資料 11 (修正) の 1 ページ目 1 番下の行になります。資料 12-2 をご覧いただければと思いますが、こちらの 1 つ目のご意見になりますが、『「国会へ提出される運びとなった。」で終わらずに、「可決された」ところまで書き込んだ方が良い』とのご意見をいただいております。これを踏まえまして、修正案ですが、「国会に提出後、5 月 12 日国会において可決、成立した」と修正しております。</p> <p>報告書の第 1 については以上となります。</p>
<p>浅見部会長</p>	<p>細川委員の意見を反映したということですが、細川委員はよろしいでしょうか。</p> <p>他にご意見はございますでしょうか。</p> <p>それでは、次の説明をお願いいたします。</p>
<p>(1 区の基本理念について)</p>	
<p>情報公開係長</p>	<p>次に、第 2 の各諮問事項に入らせていただきます。まず、「1 区の基本理念について」でございます。まず、資料 11 及び資料 11 (修正) の該当箇所は 3 ページ目になりますが、こちらの箱の中、結論部分についての変更点でございます。資料 12-1 の 1 ページ目をご覧いただければと思うのですが、まず枠内にあります基本理念の 1 番目の黒ポチになりますけれども、『「個人情報の具体的な重要性について言及すること」の意味が分かりにくい。』</p>

とのご意見をいただいております。今回、このご意見を踏まえまして、資料 11（修正）のとおり個人情報保護することの重要性について具体的に明記をさせていただいております。なお、こちらですが、内容につきましては、本部会において具体的な議論がなされていなかったところがございますので、一旦「個人情報の保護に関する基本方針」というのが、平成 16 年 4 月 2 日に閣議決定されておりました、令和 4 年 4 月 1 日に一部変更されているものがございますけれども、そちらの方から「プライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり」の表現を引用しているところがございます。

次に、同じ結論の枠内の「区の責務」につきまして、『まず謳うべきは、二番目の中黒に記載されているセキュリティ対策であり、漏洩防止では。それが確保されたうえでの利活用では。』とのご意見をいただいております。このご意見を踏まえまして、区の責務の 1 番目と 2 番目の表記を入れ替えました。さらに、セキュリティ対策を先に謳うこととしまして、「情報通信技術を活用した先進的な施策を実施」についても「個人情報の確実な保護を前提に」していることを強調できるよう記載を修正しております。

次に、資料 11 では 4 ページ目、資料 11（修正）では 4 ページ目から 5 ページ目になりますが、「(3) 主な意見」についてでございます。こちらは、資料 12-3 の 2 ページ目の 1 番目のご意見をご覧ください。ご意見でございますが、資料 11 に記載されている『「区民福祉の増進が目的となってしまうような基本理念になると、法の趣旨に反してしまう」「新条例の第 1 条は、基本理念や個人情報の保護に対する区の考え方を盛り込む形とするのが望ましい。先進的な施策による区民の福祉、生命・身体の保護や、その際のセキュリティ対策に関する記載は、区の責務として第 2 条以降に規定することが望ましい」は、区が提示した案文に問題があったから出た意見であり、区が提示した案文が報告書では消えている中では、これらの意見の意味が伝わらないのではないか』とのご意見がございました。このご意見を踏まえまして、資料 11（修正）の 4 ページの下から 2 番目のポチから 5 ページの 2 番目のポチまでの赤字部分のように各委員のご意見の内容をより具体的に盛り込んだ形で報告書の記載を修正しております。また、資料 12-3 に赤字で追記しておりますが、基本理念の案文については、第 1 回部会において、基本理念に盛り込む事項を箇条書きでご提案させていただいた際に、条文の素案があった方がいいとのご意見をいただいたことから作成したものであり、法務部門との調整が済んでいない未確定のものであるため、報告書への掲載はしておりません。また、資料 11（修正）に記載している「資料 5」など、今までの部会でお示した案文につきましては、その他の資料と併せて部会資料として区ホームページに掲載しているところがございます。

次に、資料 12-3 の 2 ページ目の 2 番目の黒ポチになりますが、こちらのご意見は、「区がこれまで提示した案文を見ると、目的について努力義務と義務が主客転倒していたりなど、問題が見られたため、実際に案文を作成

	<p>する際に、これまでのような問題を生じさせないよう、十分注意してほしいし、それを報告書にも明記してほしい」とのご意見をいただきました。このご意見につきましては、そのままご意見の趣旨を資料 11（修正）の 5 ページ目の上から 5 番目の中黒に加筆させていただいております。</p> <p>次に、資料 11 及び資料 11（修正）では 5 ページ目になりますが、「（４）当部会の考え方」についての修正点でございます。いただいたご意見は資料 12-1 の 3 番目のご意見となりますが、『一段落目「個人情報的重要性に言及しつつ個人情報の適正な取扱いを通じて区民等の権利利益を保護することを目的とすることで、杉並区の個人情報保護への姿勢を明らかにすることが望ましい」の意味が分かりにくい。』『また、「しつつ」という表現は好ましくないのでは。まず個人情報を保護し、それがしっかり出来たうえでの利活用ということになるのであり、「しつつ」ということではないのでは。』とのご意見となっております。このご意見を踏まえまして、個人情報の重要性の部分で 3 ページで使用した定義を使用し、また、「しつつ」という表現を避け、「上で」とすることで、個人情報の保護が前提条件となるような記載に修正しております。</p> <p>次に、資料 12-1 の 2 ページ目、1 番上のご意見となりますが、『二段落目「個人情報の有効な活用を考慮しながら、飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施する」という表現』の是非について、また、「二段落目もあくまでも個人情報の保護が確保されているということが大前提ということは繰り返し強調してもいいのでは」とのご意見をいただきました。このご意見を踏まえまして、この部分につきましても二段落目と三段落目を入れ替えると共に、セキュリティ対策を先に謳うこととしまして、情報通信技術を活用した先進的な施策を実施することについても、「個人情報の確実な保護を前提に」していることを強調するよう記載を修正しております。</p> <p>まず、「1 区の基本理念」に関する修正箇所についての説明は以上でございます。</p>
浅見部会長	<p>それでは、今いただいたご説明に対して、ご意見、ご質問はございますか。私からよろしいでしょうか。資料 11（修正）の 3 ページで基本理念を修正いただいたのですが、これはこれで分かりやすくなったと思いますが、1 番目の中黒と 2 番目の中黒との違いというのは。なんとなく同じような文章なんですが、力点が違うのかどうかを教えてください。読んでスーッと頭に違いが入ってこなかったのです。</p>
情報公開係長	<p>1 番目の方は個人情報についての定義と言いますか考え方をあらかじめ明記した上で確実に保護されるべきものということを一蹴した上で、その取組をどのようにするのかということで 2 番目はその取組に重きを置いた表現というところで 2 つに分けております。</p>
浅見部会長	<p>他に何かご質問、ご意見はございますか。</p>
佐藤委員	<p>平仄の問題ですが、前半はセキュリティ対策と言っていて、後半は安全管</p>

	理措置なので、どちらかに揃えた方がいいと思うのですが、個人情報保護法では安全管理措置なので、条例改正という観点からすると安全管理措置がよいと思います。ただ、この報告書を一般の人も見るとする、たぶんあまりなじみのない言葉なので、例えば最初に出てくる安全管理措置のところに脚注で、「セキュリティ対策のこと」とか、かっこ書きで「セキュリティ対策のことをいう」とか書いて平仄を合わせればよいと思います。
浅見部会長	具体的な箇所はどちらになりますでしょうか。
佐藤委員	「セキュリティ対策」という用語を「安全管理措置」に一括置換したらどうですかということです。
情報公関係長	「十分なセキュリティ対策を施し」というところを「十分な安全管理措置を施し」ということでしょうか。
佐藤委員	そこに限らず、「セキュリティ対策」と書いてあるところを一括置換で「安全管理措置」にするということです。
浅見部会長	用語を統一した方がいいということですよ。
佐藤委員	そうです。
情報公関係長	そのように修正いたします。
浅見部会長	他にはよろしいでしょうか。 それでは、区の基本理念については、今の修正を施した上で確定ということでもよろしく願いいたします。 それでは、次に2番目の開示請求等の手数料について、ご説明をお願いいたします。
(2 開示請求等の手数料について)	
情報公関係長	それでは、「2 開示請求等の手数料について」でございます。資料 11 では6 ページ目、資料 11 (修正) では7 ページ目となります。「(3) 主なご意見」へのご意見が1 件ございました。こちらは資料 12-3 の2 ページ目の1 番下のご意見となります。『大量請求であっても正当なものはあって、大量請求が必ずしも悪いわけではなくて、悪用や悪用に近いケースが悪いだけなので、今の報告書案だと、大量請求が悪いといった意味合いになりかねないので、修正した方が良く考える』というご意見をいただいております。このご意見を踏まえまして、資料 11 (修正) の7 ページ目、こちらに赤字で明記しておりますけども、こちらのような表現に修正しております。 「2 開示請求等の手数料について」は、以上でございます。
浅見部会長	こちらの点についてはいかがでしょうか。
佐藤委員	日本語の表現の問題なのですが、新しい修正も前段の方で「何度も請求を行って事務負担を増大させるなど」になっちゃっているじゃないですか。「事務負担を増大させる目的で何度も請求を行って」というふうに書くと、悪用ではない何度も請求をするということは別に構わないという趣旨になると思うので、今のままだと文章が逆転しているかなという気がします。
情報公関係長	「事務負担を増大させる目的で何度も請求を行うなど」という形に修正と

	いうことでよろしいでしょうか。
佐藤委員	そうですね。そうすると、何度も請求すること自体は別にいいケースもあるということになるので問題ないと思います。
浅見部会長	では、そのように修正いただいてよろしいですかね。
情報公開係長	承知いたしました。
浅見部会長	他にはございますか。
細川委員	私も日本語なんですが、「悪用に近いケース」という表現がなじまないなと思ひまして、「悪用される恐れもある」とかその方がすっきりするかなと。
佐藤委員	もし前段の方を私の方の修正のように修正することができれば、本来悪用に近いケースというのは省いても文章は通るのではないですかね。読み上げると、今赤字になっているところの全文を、「事務負担を増大させる目的で何度も請求を行うような恐れもある」となります。
細川委員	「悪用」は入った方がいいと思います。
加藤委員	私は「悪用に近いケース」に全然違和感はないです。最初の佐藤委員がおっしゃったことはよくわかります。ただ、「悪用に近いケース」というのは、社会科学の分野では普通に使う表現だと思うのですが。
浅見部会長	事務局の趣旨としては、悪用とは断定できないけどもというニュアンスがあるのですかね。
加藤委員	色々なケースがあると思うので、表現を柔らかくして悪用に近いというふうに言っているだけなので、特にその点で修正をかける意味があるのかどうかというのはちょっと分からないですね。国語的にどうなのかというのは自信が無いですけれども。
佐藤委員	細川委員が何を気にされたかですけど、ここに「ケース」と片仮名が入るのは口語のような感じがある部分を気にされたのか、「近い」という言葉を気にされたかで変わるのですが、「ケース」に関しては日本語だったら「場合」と書いてもいいと思うんですよね。「近い」は「悪用と思われる」とかどうでしょうかね。
加藤委員	これは報告書なので、「ケース」でもいいのかなど。
佐藤委員	細川委員がどちらを気にされたのかなと。
細川委員	両方です。「悪用される恐れ」でいいのかなど、読み込めるのかなと。事務局なり部会長一任で結構です。
浅見部会長	特に皆さん強いこだわりがあるわけではないと思いますので、事務局に今の意見を踏まえて上手にきれいな日本語にさせていただくということをお願いいたします。 他になければ2の論点については、今の修正を施した佐藤委員が最初におっしゃられた部分を含めて2点ですね、修正を施した上で確定としたいと思います。 それでは次に3番目の説明をお願いいたします。
(3 開示請求等の決定期限について)	

情報公開係長	次に、「3 開示請求等の決定期限について」でございますが、こちらについては特に皆様からご意見を頂戴しておりませんでしたので、特に事前送付した資料からの修正点はございません。
浅見部会長	それでは、3 番目については特にご意見が無かったということで事務局案で確定ということよろしいでしょうか。 では、4 番目の説明をお願いいたします。
(4 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について)	
情報公開係長	<p>それでは次に、「4 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について」でございます。資料 11 では 12 ページ目、資料 11 (修正) では 13 ページ目になりますが、「(3) 主な意見」についてのご意見をいただいております。ご意見でございますが、資料 12-3 の 3 ページ目の 1 番上のご意見になります。こちらは具体的に修正案が示されているため、いただいた修正案のまま赤字のとおり資料 11 (修正) の方を修正しております。</p> <p>また、同じく資料 11 では 12 ページ目、資料 11 (修正) では 13 ページ目になりますが、「(4) 当部会の考え方」の 1 行目の部分についてご意見をいただいております。いただいたご意見は同じく資料 12-3 の 3 ページ目の 2 番目になります。こちらにも具体的な修正案が示されているため、いただいた修正案のまま赤字のとおり修正しているところでございます。</p> <p>また、資料 12-3 の 3 ページ目の 1 番下のご意見になりますが、『「このため、現段階では同制度へのニーズは乏しいと思われる」との表記を削除すべきと考える』とのご意見をいただいておりますが、こちらにつきましても資料 11 では表記がありました。資料 11 (修正) の方では、こうしたご意見を踏まえ、その表記を削除しているところでございます。</p> <p>「4 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について」は以上となります。</p>
浅見部会長	今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、修正いただいた案で確定ということにしたいと思っております。 それでは、次に 5 番目についてよろしくをお願いいたします。
(5 条例要配慮個人情報について)	
情報公開係長	<p>次に、「5 条例要配慮個人情報について」でございます。資料 11 では 15 ページ目、資料 11 (修正) では 16 ページ目になりますが、「(4) 当部会の考え方」についてでございます。まず、資料 12-1 の 2 ページ目の 2 番目のご意見になりますが、『下から二行目「専門的な知見に基づく意見を聴く機会を確保すること」の次に、「すなわち、審議会の意見を聴くことを義務付けることで」を加入してはどうか』とのご意見をいただいております。</p> <p>こちらのご意見についてでございますが、資料 12-1 にも赤字で表記しているのですが、このご意見につきましてあらかじめ個人情報保護委員会の方に問合せをさせていただきました。そうしましたところ、審議会への諮問を必須とする、義務付けるということになるということで法の趣旨に反する</p>

	<p>のではないかとということで、そうした規定については認められないとの回答がございました。このため、今回事務局としましては、いただいたご意見がございましたが、報告書への追記を見送らせていただいているところでございます。</p> <p>また、要配慮個人情報に関するご意見としまして、資料 12-2 の 2 番目のご意見についてもいただいております。こちらについては、修正点というよりもご意見ということになりますので、資料 12-2 のとおり赤字で事務局の意見を示させていただいてそちらを回答とさせていただいております。</p> <p>「5 条例要配慮個人情報について」は以上でございます。</p>
浅見部会長	<p>最初の意見は私の意見なんですけれども、あとの審議会のあり方についても同じような回答となっているんですけども、そもそも聞いちゃいけないというなら聞くこと自体だめじゃないかと。義務付けられないのであれば聞くこと自体だめじゃないかということになるんですけども、私の理解ではあくまでも今までどおりの定型的な諮問はだめよと、だけど大きな枠組みであるとか杉並区の固有の要配慮個人情報は何かとかいったところについては、特に妨げるものではないという理解なんですけれども、個人情報保護委員会がどこまで本当に杉並区のことを突っ込んで考えて回答したのかというのが理解しがたいんですけども。もし義務付けられない、聴いてはいけないということであればそもそも聴くこと自体だめだとなると思うんですけども。そこはいかがでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>報告書の位置づけそのものなんですけれども、本来は報告書は検討部会で出た意見を報告するものだと思うのですね。それに対して、あらかじめ事務局の方で個人情報保護委員会に聞いてくださったわけなんですけれども、報告という意味では本来は委員からご意見は出たけれども、個人情報保護委員会に問い合わせたところ、しかじかの回答を得たと書く方が報告書としてよいと思います。報告書としては、委員からは義務付けてはどうかという意見が出ましたと。報告書は報告書でそれで終わりでもいいと思うのですが、一步先を読んで区の方で個人情報保護委員会に確認していただいたので、それも報告書に盛り込むのであれば、その旨個人情報保護委員会に問い合わせたところだめと言われましたというような報告もありかなと。ですからその方向性を先に決めてからそこをどうするか決めた方がいいかなと思いました。</p>
情報管理課長	<p>まさに報告書については、今回開いている部会で皆様のどういったご審議があったか、どういったご意見が出たかというところをまさに盛り込むのがこの報告書というふうに考えてございますので、結果的に条文がどうなるかというのはあるんでしょうけれども、率直に純粹に委員の皆様から出たご意見というのは記載をさせていただきたいと考えております。その上で、今回のケースについては、区の方で個人情報保護委員会に確認したわけなんですけれども、その内容についても今回の審議の中で委員の皆様から出た意見をベースに区の方が個人情報保護委員会に確認をしたということを行っておりますので、それも書かせていただきたいと考えてございます。</p>

浅見部会長	そうすると、16 ページの「(4) 当部会の考え方」のところではなくて、「(3) の主な意見」にご意見があったと。それで、事務局回答みたいな形で既書いてありますけども、事務局の方で確認したところこういう回答だったというふうに付記していただくということで皆様いかがでしょうか。
細川委員	分厚い資料の中の個人情報保護法施行条例のイメージというのがありますよね。そちらの6 ページの審議会への諮問に関する規定を定める場合というのがありまして次のいずれかに該当する場合ということで3つ挙がっていて、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは」となっているのですが、個人情報保護委員会が各自治体で審議会に諮問するというのを認めているという訳なんですよ。そうすると、その言葉を引っ張ってくれば聞いちゃいけないということにはならないと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。
情報管理課長	今、ご指摘いただいたとおり、条件付きなところがあってまさにそこに書いてあるとおり専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるという留保条件付きと言いますか、そういった条件付きではあるのかなということをお補足させていただきます。
浅見部会長	杉並区としては、杉並区独自の要配慮個人情報を作る時というのは条例の制定ですよ。ですので何でそれがいけないのかなという、個人情報保護委員会がちゃんとそこまで考えて回答してくれたのかなとどうしても思ってしまうんですけどね。まさに、ばっちり合う13条の1号の場面なんですけどね。
情報公関係長	個人情報保護委員会の回答の趣旨としては、書き方の問題ということで、諮問することができるという書き方は問題ないけれども、しなければならぬとか義務付けるといった義務付けを書くというのが、法の趣旨にそぐわないというような回答になっているんですね。
細川委員	特に必要であると認めるときには審議会に諮問してとかいう書き方だったら通ると。しなければいけないと書いてはいけないということですね。
情報公関係長	そのとおりかと思えます。義務付けの書き方が制定の仕方として問題があるのではないかと回答が来ております。
浅見部会長	では、「(4) 当部会の考え方」のところは下から2行目の「専門的な知見に基づく意見を聴く機会を確保すること、例えば審議会の意見を聴くことなど」といった入れ方は大丈夫ということですか。その上でさっきの「(3) 主な意見」のところ、私の方から意見があって、それについて個人情報保護委員会に聞いたらこういう回答であったというのを付記していただいて。
情報公関係長	そのような形で加筆をさせていただきます。
浅見部会長	それでよろしいでしょうか。 もう1点は、細川委員の意見で、こちらはこれでよろしいですか。
細川委員	あまりよく分かっていないので、気になることは気になるので言ってみたということです。入らないというお話であれば、別途配慮していただくとい

	うことが書かれてありますので、こちらで結構です。
浅見部会長	<p>他にご意見ご質問はございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、先ほど出た修正をしていただいて確定ということにさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは次に、6番目についてお願いいたします。</p>
(6 情報公開条例との整合性(不開示情報の範囲)について)	
情報公開係長	<p>続きまして、「6 情報公開条例との整合性(不開示情報の範囲)について」でございます。こちらは意見を多数いただいておりますので、まず資料12-3の4ページ目になりますが、こちらの方をご覧ください。こちらのご意見でございますが、第3回部会に対して委員からいただいたご意見に対しまして事務局回答をしたのですが、それに対しての再意見という形になります。ご意見の趣旨としましては、情報公開請求と個人情報保護制度における自己情報開示請求の差異について、請求者の権利保護を図る観点からも、丁寧に運用すべきであるということをご意見としていただいております。このご意見を踏まえまして、まず資料11(修正)の20ページになりますが、「(3) 主な意見」の一番下の文章にこの趣旨について追記するとともに、「(4) 当部会の考え方」の3行目以下に赤字のとおり追記しております。また、両制度の概要につきまして、資料11(修正)の18ページになりますが、「(1) 区の現行制度」の方に赤字部分のとおり、新たに追記しております。</p> <p>次に、巻末資料1に対してのご意見をいただいております。資料12-3の5ページ目の2番目の黒ポチですが、No.5の事務局の考え方に対するご意見でございます。なぜ断定的な記載となっているのかというご意見をいただきましたので、断定的な表現とならないように資料11(修正)の青字のとおり修正しているところでございます。また、情報公開請求、自己情報開示請求の差異についてのご案内等につきまして、資料12-3に赤字で記載のとおり回答させていただいております。</p> <p>それから資料12-3の5ページ目の3番目のご意見につきましても、整理番号No.11の断定的な記載についてのご意見がございましたので、整理番号No.5と同様に断定的な表現とならないよう青字のとおり修正しております。また、委員から特にご意見はございませんでしたが、整理番号No.10の欄についても同様に青字のとおり修正しております。</p> <p>資料12-3の5ページ目の4番目のご意見でございますが、整理番号No.17・23に対するご意見となっております。こちらの趣旨としましては、No.17・23の情報は情報公開条例第6条第1項第4号に含まれるだけではなく、第6条第1項第3号本文と第5号にも含まれるのではないかというご意見がございました。ちなみに情報公開条例第6条第1項第4号でございますが、整理番号のNo.16の1番左の列に記載されている情報でございます。いわゆる行政執行情報というものになります。また、第6条第1項第3号本文とは、整理番号No.7の1番左の列に記載されている情報で、いわゆる法人</p>

等の事業活動情報と呼んでいる情報になります。また、第6条第1項第5号は、整理番号No.15の1番左の列に記載されている情報で、いわゆる意思形成過程情報と言われるものになります。このご意見につきましては、まず資料12-3に赤字で記載しているとおり、整理番号No.17・23は「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が対象になってございまして、一方、情報公開条例第6条第1項第3号は「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び独立行政法人を除く。）に関する情報等」が対象となつてございまして、両者の規定は対象とする情報が異なっているということを回答させていただいております。他方で、情報公開条例第6条第1項第5号につきましては、No.17・23の情報がこれに該当する可能性が考えられることから、ご指摘のとおり該当箇所を「当該情報は、情報公開条例第6条第1項第4号（16の欄に記載）及び第5号（15の欄に記載）に具体的な明記はないもののこれに含まれるものと考えられる。」という形で記載を修正してございます。

次に、資料12-3の6ページになりますが、1番目の黒ポチでは『No.19～No.22については、「同趣旨と判断する」と記載されており、記載ぶりが他と異なる』ことについてご意見をいただいております。このご意見につきましては、こちらの方に赤字で表記しておりますとおりに、他と記載ぶりを変えることについて特段の意味を持たせるといった趣旨の記載ではなかったことからNo.19・20・22につきましては、「これに含まれるものと考えられる」と青字のとおり文言を修正しております。

資料12-3の6ページの2番目のご意見となりますが、整理番号No.21についてのご意見でございまして、『情報公開条例の「立入調査」と改正個人情報保護法の「調査研究」は異なると思われる。』、「情報公開条例第6条第1項第3号本文・4号・5号に該当する可能性がある」が正確なように思うことのご意見をいただきました。このご意見に対しましては、資料12-3に赤字で記載したとおりに、No.21につきましては「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」が対象となつており、情報公開条例第6条第1項第3号は「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報等」が対象となっているため、両者の規定は対象とする情報が異なっている旨を回答させていただいております。他方、情報公開条例第6条第1項第5号につきましては、No.21の情報が該当する可能性がご指摘のとおり考えられること、またご指摘のとおり「立入調査」、「調査研究」は同じ調査という文言が含まれているものの、その意味合いは異なるものと考えられるため、青字で記載のとおり『「調査」「立入調査」等の類似の文言が、現行条例第18条の2第1項第4号（16の欄に記載）及び情報公開条例第6条第1項第4号（16の欄に記載）に記載されているほか、具体的な明記はないものの情報公開条例第6条第1項第5号（15の欄に記載）にも該当する可能性があると考えられるため、このいずれかに含まれるものと考えられる。』と

	<p>修正しております。</p> <p>資料 12-3 の 6 ページ目の 3 番目のご意見でございますが、こちらはNo. 24 に対するご意見となります。こちらの理由付けの表記につきまして、『法令により公開できないとされている情報であっても、国から追加してはいけないと言われているので、個人情報保護法で非公開としないように読めてしまう。「改正法第 78 条 1 項のいずれかに該当するものと考えられる（Q A 参照）」ので、条例で手当てしないというのが理由付けとして正しいと思われる。』とのご意見でございました。こちらにつきましては、いただいたご意見を踏まえまして、個人情報保護委員会の見解である Q & A の趣旨を踏まえ、新条例に不開示情報として追加する旨の規定は設けないと青字のとおり修正しております。</p> <p>次に、資料 12-3 の 7 ページ目になりますが、1 番目のご意見でこちらは修正意見ではなく整理番号No.25 について、「情報公開条例では本人の個人情報であっても一律不開示とするのか」というご質問でございました。これにつきましては、赤字で記載のとおり、「情報公開請求は誰でも請求できる制度であり、請求内容が同じ請求に対しては誰に対しても同じ公開・非公開の決定を行う制度です。そのため、個人情報については、情報公開条例第 6 条第 1 項第 2 号但書に該当しない場合は、たとえ請求者本人の情報であっても一律非公開となります」と回答させていただいております。また、巻末資料 1 の 1 枚目の A 4 の資料でございますが、そちらについては特にご意見をいただいているのですが、事務局の方で表記をいくつか修正している点が何点かございます。まず、「(1)」につきましては、表の 1 行目の順番どおりに修正をしているところでございます。また、いただいた意見を踏まえて、A 3 の資料をもろもろ修正しておりますけれども、こちらの方は表の画像及び赤字の部分について修正をしているところでございます。</p> <p>大変長くなりましたが、「6 情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）について」は以上となります。</p>
浅見部会長	主に水町委員が細かいところまで見てご指摘いただいたということですよ。この今ご説明いただいた修正案は、水町委員のところにもう一度お戻しして、こちらについては意見はなかったということですか。
情報公開係長	こちらについては特にご意見をいただいております。
浅見部会長	<p>それでは、今のご説明について何かご意見、ご質問はありますでしょうか。ちょっとかなり専門的なテーマではございますが。</p> <p>それでは、今の修正案で確定ということよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、6 番は修正案で確定ということとしたいと思えます。</p> <p>次に、7 番目についてよろしくお願ひいたします。</p>
(7 個人情報登録簿の作成・公表について)	
情報公開係長	<p>続きまして、「7 個人情報登録簿の作成・公表について」でございます。資料 11 では 21 ページから 22 ページ、資料 11 (修正) では 22 ページになりますが、「(4) 当部会の考え方」についてご意見をいただいております。</p>

いただいたご意見でございますが、資料 12-3 の 7 ページ目、2 番目から 5 番目のご意見となります。該当箇所は資料 11 の 21 ページとなります。こちらのご意見を順に紹介いたしますと、まず上から 4 行目から 5 行目の「その性質を異にする」の記載について、性質を異にしないと考えるといったご意見。また、次に、21 ページの最終行の「個人情報ファイル簿で網羅することができない」について、義務付け対象外なだけであって、1,000 人未満のものについても、任意に個人情報ファイル簿に記載すればいいのではないかと、この記載には反対であるのご意見。また、22 ページの上から 1 行目について、「個人情報の適正な収集、管理、利用を堅持するためにも」の記載には反対である。また、22 ページの「一方で」の段落部分から「一方で、」を削除した記載のみでいいのではないかとのご意見でございました。これらについては、まず最後のご意見につきまして、資料 11（修正）の 22 ページの「(4) 当部会の考え方」のとおり当初の文章から赤字のとおり修正、削除したというところがございます。その他のご意見につきましては、資料 12-3 に赤字でご意見に対する事務局の考え方を回答しております。まず、「その性質を異にする」の記載でございますが、個人情報ファイル簿というのは単独又は複数の業務で使用する個人情報のデータベースである個人情報ファイルに係る帳簿でありまして、個人情報登録票につきましては実施する業務単位で取り扱う個人情報を記録する帳簿であるということで、作成の観点異なるものとなります。事務局ではこのことを指しまして「その性質を異にする」と記載したものと回答しております。なお、事務局としましては、個人情報登録票に付属する外部委託記録票や目的外利用記録票も引き続き作成を行うことで、個別の外部委託事案や目的外利用事案等で使用する個人情報の項目を把握する必要があると考えていること、また、自己点検表を用いた内部審査により承認された案件ごとの個人情報の項目等を記録し、何の業務でどの個人情報をどのように取り扱っているかを把握するためには、これらの記録票を引き続き作成する必要があると考えておりますと付言しているところがございます。次に、1,000 人未満の個人情報ファイル簿の作成についてでございますが、これに対しましては、個人情報登録票は個人情報の件数に関わらず作成をするものでありまして、個人情報登録票を引き続き作成する場合は 1,000 人未満の個人情報ファイルについても区が保有する個人情報を把握することができるため、個人情報ファイル簿については改正法の規定どおり、1,000 人以上のものについて作成することとしたいと考えておりますという形で回答しております。また、「個人情報の適正な収集、管理、利用を堅持するためにも」の記載についてでございますが、これについては委員に対しまして、改正法は個人情報ファイル簿によってのみ保有個人情報の管理を想定しているところ、「堅持」という表現を使用することで個人情報ファイル簿のみによる保有個人情報の管理は不十分であるかのように捉えられる可能性があり、適切ではないという趣旨と認識いたしました。相違ないでしょうかということで確認の質問をさせていた

	<p>だいております。</p> <p>「7 個人情報登録簿の作成・公表について」は以上でございます。</p>
浅見部会長	<p>ただ今のご説明に対してご意見ご質問ある方はいらっしゃいますか。</p>
佐藤委員	<p>水町委員が欠席なので、本当は水町委員のご意見を確認したいところなのですが、「(4) 当部会の考え方」というのは今は水町委員のご意見にしたがって全部削除しちゃったんですけども、むしろ残っていていいかなというふうに思っています。ただ、修正前の資料 11 を見ていただくと、21 ページの下のところに削除する前の当部会の考え方が残っているのですが、第 3 段落のところの 1,000 人未満の話ですね、ここだけは確かに唐突感があるのと、個人情報登録簿を継続する根拠として書くにはおかしいかなというところに対しては水町委員のおっしゃるとおりだなと思っていて、第 3 段落の 1,000 人未満のところはこの後杉並区としては 1,000 人未満については個人情報ファイル簿を作るおつもりなのか作らないつもりなのかで、個々の段落をどうするかが決まるかと思っていて、今、お気持ちとしては 1,000 人未満についても個人情報ファイルは作るおつもりなのでしょうか。</p>
情報公開係長	<p>そちらにつきましては、資料 12-3 で委員に対する回答という形で示しているところがあるのですが、そちらの 7 ページで個人情報ファイル簿については改正法の規定どおり 1,000 人以上までのものを考えておまして、個人情報登録票につきましては作っていくのですが、個人情報ファイル簿については 1,000 人未満のものは作らないという予定で考えております。</p>
佐藤委員	<p>国がそう言っていて、水町委員のご指摘は任意で作れるものなのだから杉並区が作ると決めれば別に作れるでしょというご指摘ですよ。ですから、それに対して杉並区は 1,000 人未満については国の最低基準に合わせて 1,000 人未満は作らないのか作るのかというのを確認したいのですが。</p>
情報公開係長	<p>今のところ作る予定はございません。</p>
佐藤委員	<p>作らないのであれば、もとの消す前の 21 ページの第 3 段落のところは省く方がいいと思います。要は、任意では作れるものに対して個人情報登録簿の必要性の根拠にするのはおかしいと言うのは水町委員ご指摘のとおりです。ですから、水町委員は消すべきとおっしゃっているので、ちょっとそこがご本人がいないのですが、私としては 21 ページの最終段落と第 2 段落は残して、22 ページも残すという形です。第 3 段落だけは取るというのでもいいかなと私は思いました。</p>
浅見部会長	<p>私も読んだときに修正案だとここだけ残っちゃっているとそもそも最初の黒い枠組みの中とまったく整合性が取れていなくて、当部会の考え方がなんでこれだけなのというのがありましたので、基本的には佐藤委員のご意見に賛成なのですが、ただ性質が違うんだということが分かりづらいということであれば、まさに事務局の方で水町委員に答えられた資料 12-3 の 7 ページの赤い部分の説明である、こういう意味では違うんだよというふうに丁寧に書けばいいのかなと思っています。1,000 人未満のところは、佐藤委</p>

	員と若干意見が違って、作らないという区の姿勢であれば残しておいた方がいいという話だと思いました。作るということであれば記載は必要ないんですけど、作らないというスタンスであれば原案のところは残ってくるのかなと思いました。
佐藤委員	そういう意味では、水町委員が気にされているところを補足するとすれば、第3段落のところ、1行目から2行目にかけて「作成・公表を義務づけられておらず、杉並区においても作成しないため」であれば水町委員のご指摘には対応できると思います。国は義務付けていないというだけだったならば、杉並区は任意に作れるでしょというご意見ですから、義務付けはなく杉並区も作成する予定がないためというふうに書けば辻褄が合うかなと思います。
浅見部会長	今のご意見に私も賛成いたします。 他の方はいかがでしょうか。 もともとの削除された部分を復活させ、あるいは、もう少し丁寧に書くというところはどうでしょうか。
細川委員	私も何でここだけ残して後がなくなっちゃったのかなと思ったんですが、水町委員の意図をもう少しきっちり聞いて、ご納得いくようにしないと後々まで反対されたから消しちゃったではよくないと思います。やっぱり考え方となっているのだから、こういうふうに考えますという理由を含めてきちんと書いていただかないとこれではあんまりかなと。水町委員が色々気にしてくださっているの、この辺の本意をきちんと伺って言葉遣いも含めて調整しないとだめじゃないですか。今日で終わりたいんだけど、今のままだとこの1枚ペラを見るとだいぶ色々とお怒りのご様子なので、これまでのところもきちんと書いた上で、文言整理をされた方が削除するよりいいのではないかなと思いました。
浅見部会長	そういう意味では、最初の「性質を異にする」というところは誤解があって、こういう事務局の丁寧な説明で納得いただけるんじゃないかなとは思っているので、その部分は水町委員に回答したようなきちんとした表現で修正していただければと思います。1,000人未満の話についても、おそらく先ほど佐藤委員の修正案を入れればおそらく水町委員もご納得されるのかなと読んでいる限りでは思いますので、もちろんもう一度元に戻してご意見伺ってというのが望ましいのですが、そこだけで1回続行というのはいかがなものかと思って、今の修正でおそらく水町委員のご意見は反映されているのかなと思うのですがいかがでしょうか。
細川委員	この資料12の赤字の部分の返しは、水町委員に返されたのですか。それでご納得いかないという返事をいただいているところなのですか。その経緯がちょっと分からないのですが。
情報公開係長	この後に再度ご意見をいただいているところでは、ここの部分に関しての意見はいただいております。

佐藤委員	前半のところですが、本人がいないので分からないのですが、「性質」という言葉を使ったと思うのですが、「性質」というのはやはり違和感があって「性質」というと目的とかそういうところに付随しているの、記載内容が異なるということであれば当然異なりますよね。「性質」という単語を気にされたのであれば、「記載内容」というふう書き換えることでご納得していただけるかもしれないですし、あとはちょっと違う理由かはお本人に聞かないと分からないので、一旦そこはそのままにした上で「性質」という言葉が気に入らないのであれば、そこを適宜もう一回考えるという、ここに関してはもう1ステップ要るのかなというふうには思いました。
細川委員	確かにおっしゃるように「性質」ではなくて「目的を異にする」とかかなと思いました。
浅見部会長	おそらくそれで資料12-3の7ページにある赤字のところ、「作成の観点が異なるものとなります」という表現をしているのですが、確かにそうなのかなとそこは腑に落ちたのですが、その点はいかがでしょうか。
佐藤委員	元に戻すとすれば、「性質」ではなく「作成の観点」というふう書き換えた方が、「性質」というのは本来同じというか目的も同じですし性質も同じはずなので、「作成の観点」とか別のものに変えればいいのかと思うので、「性質」に戻すと水町委員はご納得されないのかなと推察いたします。
浅見部会長	それでは、一旦元に戻した上で、第1段落の「性質」のところは資料12-3の7ページのような書きぶりにしていただいて、1,000人未満のところはさっき佐藤委員がおっしゃられた杉並区は作成する予定がないということなので、というようなことを入れていただいて、3つ目の問題はそのまま残すということで一旦直していただいて、おそらくもう一回修正しました、これで確定したいと思いますというところで皆さんに送っていただくと思うので、そこでもう一回ご意見を頂戴してどうしても違和感があるということであれば、またその段階で考えていきたいと思えます。そういう整理でよろしいでしょうか。 事務局もそれでよろしいでしょうか。
情報管理課長	そのようにさせていただきたいと思えます。
浅見部会長	他に「7 個人情報登録簿の作成・公表について」、ご質問はございますでしょうか。 それでは、そのように修正していただくということで、次に移りたいと思えます。 次に、8番の「審議会への諮問・報告に関する規定について」ご説明をお願いいたします。
(8 審議会への諮問・報告に関する規定について)	
情報公開係長	続きまして8番、審議会への諮問・報告に関する規定でございます。まずこちらの方につきましては、水町委員から本日ご意見をいただいております、それについては本日席上配布並びにオンライン参加の皆様にはメールでお送りしてお

りますが、それにつきましては後ほどご説明をしたいと思います、まずはいったん修正版に修正した内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料 11、及び資料 11（修正）の、24 ページ目の結論の部分についてのご意見です。資料 12-1 の 2 ページ目の最後のご意見になりますが、箱の中の 1 番目の中黒について、『最終行の「運用すべき」は「規定すべき」と修正すべき。運用ではなく、条例で義務付けるべきだし、部会でもそのような意見ではなかったか。』とのご意見をいただきました。このご意見につきましては、資料 12-1 に赤字で表記しましたとおり、個人情報保護委員会に問合せをした結果、審議会への諮問を必須とする（＝義務付ける）という表現の規定を設けることは法の趣旨に反し認められないといった回答がございました。このため、こちらの修正案については報告書への追記を見送らせていただいております。結論の部分につきましては修正版の方については赤字で修正した部分がございますが、こちらは後ほどご説明いたします。

次に資料 12-3 の 9 ページをご覧ください。まず 1 番目のご意見でございますが、資料 11 の 26 ページの「(3) 主な意見」の 1 つ目の意見に対する具体的な修正意見となっております。こちらにつきましてはいただいた修正案がございますので、赤字のとおり修正意見のまま修正をしております。

それから、2 番目のご意見は資料 11 の 26 ページの「(4) 当部会の考え方」の 1 行目のところ「許容されないことになるが」を「国の考え方によれば許容されないことになるが」に修正すべしとするご意見ですが、これもこのままご意見どおり「国の考え方によれば」という文言を追記しております。

また、3 番目のご意見でございますが、資料 11 の 26 ページの「(4) 当部会の考え方」の 3 行目「体制を確保し、個人情報の適正な取扱いに努めることが望ましい」を「体制を確保し、個人情報の適正な取扱いを実施すべきである」に修正すべきとするご意見でしたが、これもこのままご意見どおり修正しております。

また、4 番目のご意見ですが、資料 11 の 26 ページの「(4) 当部会の考え方」の 8 行目「定期的な外部チェック及び審査基準の改善の機会」の意味が不明瞭であるとのこと指摘でした。これについては、資料 12-3 に赤字で示したとおり、「定期的な外部チェック」は自己点検表の妥当性について審議会に定期的に諮問することを指し、また、審査基準、すなわち「自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準」についても定期的な外部チェック及び改善の機会を確保すべき対象と考えていると回答させていただいた上で、資料 11（修正）の 26 ページから 27 ページのとおり、「(4) 当部会の考え方」中の「審査基準の」の文言を削り、「自己点検表」という記載を「自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準」と修正しております。

次にご意見は資料 12-3 の 10 ページに移りますが、このご意見は、審議会の諮問に関して、自己点検のタイミング、方法、また類型的事項等についての確認・ご質問となっております。まず自己点検の対象についてですが、資料 11 の

報告書案 24 ページのアに記載した「個人情報の収集、本人外収集の制限、委託に伴う措置等、労働者派遣に伴う措置等、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算組織への記録、電子計算組織の結合禁止」という、現行の個人情報保護条例において審議会への諮問・報告規定が定められている事項となること、また同時にそれらは「類型的事項」ということであることを回答させていただいた上で、現行条例では、例えば目的外利用の承認基準などの具体的な規定は存在せず、これまで審議会において目的外利用等の承認をいただくことをもってその案件の適正さを担保していたところ、今回の改正法の施行によって個別案件の諮問・報告ができなくなることを踏まえ、今後は、審議会における外部チェックの代替手段として、満たすべき安全管理措置の基準等について、これを自己点検表として具体化し、これに基づいて内部審査を行うことを考えていますということをご説明しております。さらに、この自己点検表の策定に当たっては、その根拠となる安全管理措置基準の策定が必要となると考えておりますが、この安全管理措置基準が諮問事項であることを明確にするため、資料 11 の 24 ページ、26 ページ及び 27 ページで使用していた「自己点検表」という記載をそれぞれ修正し、資料赤字で示していますが、「自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準」と修正させていただいております。また、このことに合わせまして、巻末資料 2 になりますが、こちらは対比表ということで 1 枚の A 3 のページになりますけれども、こちらの方も同じく表現を「自己点検表」から「自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準」と修正しております。なお、巻末資料 2 は元々赤字で表記している文言がございましたので、修正箇所については青字で表記しております。また、こちらの方ですが、「個人情報の収集、本人外収集の制限等の類型的事項」という記載を「個人情報の取扱いに係る類型的事項（個人情報の収集、本人外収集の制限、委託に伴う措置等、労働者派遣に伴う措置等、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算組織への記録、電子計算組織の結合禁止）」に修正し、「自己点検表」の記載を「自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準」と修正させていただいております。

次の修正意見は、資料 12-3 の 11 ページになりますが、こちらの 1 番目の意見は、資料 11 の 26 ページ、「(3) 主な意見」についてのご意見となりますが、いただいたご意見の趣旨を資料 11(修正)26 ページの「(3) 主な意見」についての最後のところに赤字のとおり新たに追記させていただいております。

また最後のご意見になりますが、行政機関等匿名加工情報を区として導入する際も審議会諮問事項になる旨、前回の部会前に質問された委員に対し事務局から回答させていただいた内容が、報告書には記載がないことについてのご指摘でございました。このご指摘を踏まえ、資料 11(修正)24 ページの①のウ及び②のイに赤字のとおり追記するとともに、同じように巻末資料 2 の該当箇所について同様の修正をさせていただいているところでございます。

以上が皆さんからいただいたご意見の修正案ということになりますが、これを踏まえて、本日水町委員からご意見を再度いただいておりますので、ご意見

と対応についてご説明をさせていただきたいと思います。

ご覧いただく資料は、本日席上配布、あるいはメールで追加で資料をお送りを行いました、水町委員意見と、24 ページ以降の修正点ということで、「再修正案」というものをお示ししておりますが、こちらの方をご確認いただければと思います。

まず修正案に関する意見ということですが、まず1)「自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準」の意味についてということで、ご意見をいただいております。こちらの方、「位置づけが分かりにくいように思います」ということだったんですが、「これは言葉遣いの問題ですので、重大な問題点とまでは言えないと考えています」とも言われておりますので、いったんこちらの再修正についてはしていない状況でございます。

それから2)の「8 諮問・報告事項②のウは狭いように思います。法施行条例の改正とまでは言えない事項でも、個人情報保護上重要事項については、報告又は諮問をした方が良いのではないのでしょうか（例えば、条例改正までは不要だが、新制度が導入される場合等）。あと、重大インシデント発生については、報告も諮問もないのでしょうか。尼崎や神奈川県庁のような事例が起こっても、特に報告も諮問もないというのは、不適切だと思います。」というご意見をいただいております。これについてですが、前段の差異につきましては、現行の個人情報保護審議会の条例の方に規定がございまして、そちらの方で回答させていただいているところでございます。

それから2番目の「重大インシデント発生については報告も諮問もないのでしょうか」というところなんですけれども、こちらにつきましてはこれまでも審議会の方で報告をさせていただく例はあったのですけれども、いわゆる「一般報告」という形で、条例上の規定はなかったという形になっております。今後のことも踏まえまして、個人情報の取扱いに係る重大インシデントの発生については報告規定を設けることが妥当ではないかということで、改めて意見を踏まえて追記をさせていただいております。この部分が、本日お出ししている再修正案の24 ページの1番下の部分、黄色いマーカーを引いている部分ですけれども、こちらの方に追記をさせていただいているのと同時に、26 ページの方にも黄色いマーカーでお示した部分でございますが、新たに追記をしております。またさらに27 ページ、こちらの方も黄色いマーカーの部分ですけれども、新たに追記をさせていただいているところでございます。

それから3)の意見としまして、諮問・報告事項②イについて、「匿名加工情報の提案募集制度」ではなく「匿名加工情報制度」ではないか、提案募集制度自体は国が定めたものでございますが、そもそも行政機関等匿名加工情報制度自体の導入の是非について意見を求めるのではないかというご指摘がございましたので、こちらの方もご意見を踏まえまして、24 ページの、既に直してございますけれども、もともと「行政機関等匿名加工情報の提案募集制度」とあったところを「行政機関等匿名加工情報制度」というふうに、①のウの部分と、②のイのかっこ内の部分、それぞれ黄色いマーカーで示している部分でござい

	<p>ますが、新たに再修正という形で本日お示ししているところがございます。</p> <p>長くなりましたが、「8 審議会への諮問・報告に関する規定について」の説明は以上となります。</p>
浅見部会長	<p>今のご説明に対して、ご質問・ご意見はございますでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>基本的には杉並区が修正したものでいいと思うのですが、逆に水町委員に言われてちょっと気になったのは、セキュリティ対策を安全管理措置に平仄を揃えることと関連するのですけれども、安全管理措置というのはセキュリティ対策とまったくイコールなんです。でっばりもまったくなく、まったくイコールでこれは個人情報保護委員会もそう言っているんで、そういう意味では今回作る「自己点検表を規定する安全管理措置に関する基準」となると、セキュリティだけの基準になってしまうので、まずこの基準の名称は、しょうがないので、「安全管理措置等」と「等」をつけて、セキュリティ以外のことも入りますとした上で、ただ、一方で単語しかないところに「等」をつけるというのは法律に詳しい方は嫌がるはずなので、巻末資料2のところに、水町委員も類型的事項とは何かとおっしゃっていると思うのですが、巻末資料2の右下のところに内部審査の内容が書いてありますよね。ここのところの書き方を、今からちょっと口頭で申し上げるので、赤ペンで書きながら聞いていただきたいのですが、巻末資料2の右下の内部審査の中のところですね、太字で書いてある部分の後半のところの、「自己点検表を規定する安全管理措置」ここに「等」を入れます。「措置等に関する基準に基づき」として、そのあと、「個人情報の取扱いに係る類型的事項」と書いてあるところを、「安全管理措置等」に置き換えた上で、かっこ内の1番目に、「安全管理措置、」を入れて、その後、今現状で入っている、「等」が2箇所くらい入っていますがこれらを削除した上で、かっこ閉じるの直前に「等」を入れるという形にして、「安全管理措置等」というのがここに連なっている全部のことを指すんだという形にして、「等」の範囲を明確にするという形にしたいと思います。</p>
浅見部会長	<p>今のところもう一回通して修正した文章を読み上げていただけませんか。ちょっとフォローしきれなかったので。</p>
佐藤委員	<p>右下の部分ですか。ではもう一回読みますね。太字の部分でも「自己点検表を規定する安全管理措置等」にします。その後に、次の行に「類型的事項」と書いてあるところを、「安全管理措置等」にします。かっこの中の1番最初に「安全管理措置」を1つ目の項目にします。それから、現状で次の行のところに「措置等」というのが2箇所ありますよね、「等」がついちゃっているのが。この「等」を外します。消します。消した上で、閉じかっこ、「結合禁止」の最後に「等」を入れます。つまり、「等」と言っているのはこのかっこに並ぶ全部の並びに対してさらに「等」で、その他もありますよという意味合いの「等」に変えて、それを「安全管理措置等」と呼ぶことにするということですね。そうすると言葉としては辻褃が合ってセキュリティ対策だけじゃありませんということになるので。その修正があった上で、報</p>

	<p>告書本文の方も「安全管理措置」と書いてあるところを「安全管理措置等」に、基準の名前のところだけすればいいのかなと思います。</p>
浅見部会長	<p>ちょっとパツと理解できていないんですけども、「自己点検表を規定する安全管理措置」って、具体的にはどういうものがあるんですか。あんまりちょっとイメージがわからないんですけども。事務局何かありますか。</p>
情報公開係長	<p>元々自己点検表を使って内部チェックをして、審議会に別途諮るという話をさせていただいたと思うんですけども、それを作るに当たっての基準、これをいったん「安全管理措置に関する基準」という表現にしていたという形になります。元々は自己点検表、色々な類型的事項を点検するためのチェック表、こちらを作るための自己点検表を作るという話なんですが、それを作るための考え方といいますか、それをまとめた基準、これを考えていくと。</p> <p>表現の中で安全管理措置という言葉は使ってしまったんですけども、今佐藤委員から「安全管理措置等」ということで、類型的事項全般についての基準であるというふうに言い換えてはというところなのですけども、自己点検表の根拠となる基準、というニュアンスで考えております。</p>
浅見部会長	<p>これは審議会の本会に出されて、最終的には議会に出されるのかどうかはわからないんですけども、もうちょっと公式の文書として残るわけですよ。ですから、必ずしも専門的知識がない人が読んでも何のことかわかるように書かないとまずいなと思って、「自己点検表を規定する安全管理措置」という名称はいいんですけども、例えばこういうことですよ、と何か書かないと、読んだ人が分からないんじゃないかなと。ぱつと理解できないんですよ、私に限って言えば。</p>
情報公開係長	<p>安全管理措置については、まさに先ほど佐藤委員がおっしゃられたようにセキュリティ対策、それに関することということになりますので、そういったもう少しわかりやすい補足といいますか、欄外の方に注記で入れる形を考えていきたいなと思います。</p>
浅見部会長	<p>ぜひお願いします。</p>
佐藤委員	<p>そういう意味だと、今、自己点検表の使い方に関する文章が特段ないので、おそらく現状で区の方は使い方がわかっているから書いていないのだと思うのですが、確かに今言われてみると自己点検表という言葉だけが唐突に出てきているので、行政事務で個人情報を取り扱う場合にその職員が取り扱う内容を点検する時に用いるもの、とか、文章がどこかに1つあるとそこがわかるようになるかなと聞いていて思いました。</p>
情報管理課長	<p>佐藤委員からご指摘いただいたとおりですね、そもそも自己点検表というものがどういうものなのかということを含めて、また、記載の仕方についても第三者の方が見られるということを想定して平易な表現にするですとか、工夫をさせていただきたいと思います。</p>
浅見部会長	<p>お願いします。</p> <p>先ほど巻末資料2について佐藤委員から修正案があったものはみなさん</p>

	それはそれでよろしいでしょうか。事務局もフォローできたでしょうか。
情報管理課長	大丈夫です。
浅見部会長	ちょっと別のところなんですけど、修正案の 24 ページの冒頭のところなんですけど、「運用すべき」を「規定すべき」にしようとしたら、それは個人情報保護委員会はダメだよと言っているという話で返されて、「運用すべき」のままなのですが、これはせめて「行うべきである」くらいには、「行うようすべきである」か。運用を削るみたいな表現にはできないでしょうか。「運用」だと元々この部会で議論していたように、区の方で諮問しなかったらそれっきりかという話に戻ってしまうので、少なくとも「運用を行うようすべきである」とかというふうに、せめて「運用」の文字は消していただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。
情報管理課長	部会長のご指摘のとおり修正をさせていただきます。
浅見部会長	他の方もそれでよろしいでしょうか。
加藤委員	「何々の場合は諮問する」でいいんじゃないですか。
浅見部会長	「運用」という穏やかな表現はやめていただいて。
加藤委員	<p>「必ず」とかは入れないで、「何々の場合は諮問する」でいいんじゃないですかね。</p> <p>それで、多分事務局の方は分かっているんだと思うんですけど、個人情報保護法第 129 条を見ると、こうこうこういう場合には諮問していいよって書いてあるんですけど、諮問と報告は一応分けていますよね、多分。なんとなく読んでいて、要するに諮問事項というのは、新しい制度を入れる時に諮問しますという場合は、そういうことをやる前に、これはどうですかと普通は諮る感じがやっぱりあると思うんですけど、報告っていうのはあくまでも事後的なものなので、そこで諮問事項と報告事項というのは多分従来も分けてきたと思うんですけど、なんとなくそれを読んでいて、あえてごっちゃにしているのか、ちょっと読めなくてどうなんだろうと思ったりしたんですけど。報告事項って、例えば水町委員が重大インシデントは諮問事項に入れた方がいいんじゃないかとおっしゃっているんですけど、それは諮問じゃないと思うんですけど、重大インシデントは報告しかありえなくて、そういうのを若干整理しないと、どのタイミングで審議会にかけるのかというのはやっぱり違ってくると思うんですけど、それは多分従来も整理してきたので、その辺は大丈夫なのかなと、分かっているらっしゃるとは思うんですけど。念のため確認です。</p>
情報公開係長	ご指摘のとおりでございます。今回の差し替えた修正版の方の巻末資料 2 にも書いてございますけれども、こちらの方は報告という形になりますので、再修正案の方ですね、おっしゃるとおり重大インシデントがあった場合には当然事前ということはありません。皆様から意見を聴くということでもございませんので、当然報告という形にしております。
加藤委員	私がなんで言っているかということ、24 ページのところ、本文で諮問を

	<p>行うようにすると言っているんですよね。諮問を行うようにすると言いながら①のイの最後のところは「審議会上に報告」となっているんですよ。だから、諮問事項なのか報告事項なのかは分けた方がいいんじゃないですかという気もするということなんですよ。まあ読めなくはないですよ。</p> <p>どれが諮問事項でどれが報告事項かっていうのはある程度明確にしておいた方がいいかなという気がするんですよ、普通、法や審議会の立てつけてみんなそういうふうになっていると思うんですよ。従来も多分そういうふうになっていたんじゃないかなと思うんですよ。だから、ここで整理するならばちゃんとそういう形で整理しておいた方が、わかりやすいかなという気はしたんですけど、分けられない理由があるならばこちらでもいいと思うんですけど。</p>
佐藤委員	<p>今の加藤委員のご意見は、例えば 24 ページの太枠内だと、諮問及び報告を行うよう運用すべきである、だとそれでいいんですかね。そうじゃないとなんか、諮問と報告で段落を分けると文章が冗長だから、ちょっと乱暴ですけど諮問及び報告を行う、でそれでいいんですかね。</p>
加藤委員	<p>それはそれで全然やり方としてはありだと思いますけれども。</p>
情報公開係長	<p>こちらの枠内の 1 番目の黒ポチというのはあくまでも諮問という形になっておまして、今でいうと①、②が諮問という形になると。2 番目とそれから今回新たに再修正案の方では 3 番目に黒ポチを入れていますけれども、こちらはまた、1 番目の黒ポチの下に入る言葉ではないので、こちらはまた違う話になるんですね。それで 2 番目の方は、個人情報保護条例以外の条例に定めている審議会上への諮問・報告規定は存置する、それから、今回の重大インシデント発生については報告規定を設けることが妥当であるという形にしておまして、あくまで①、②の方は諮問についての説明をする文章になっているということでございます。</p>
細川委員	<p>でも、①のイは報告を行うって書いていますよね。</p>
浅見部会長	<p>これはなお書きだからということですかね。</p>
情報公開係長	<p>そこはちょっとわかるように工夫をしたいと思っております。</p>
佐藤委員	<p>もしそういう形で 1 番目の黒ポチを諮問に限定しているのであれば、先ほど加藤委員からご指摘があった、イのなお書きを 2 番目の黒ポチに移動するというようなことをしないと、やはりおかしいですよ。</p>
加藤委員	<p>なお書きだから入れるというよりはその方が多分わかりやすいと思います。これは諮問事項これは報告事項だと。おっしゃるとおりだと思います。</p>
情報公開係長	<p>そのように修正したいと思います。</p>
浅見部会長	<p>それでは諮問と報告を整理して書き直していただくと。 最初は「諮問を行うべきである」でよろしいですか。</p>
情報管理課長	<p>「諮問を行うべきである」というふうに修正をさせていただきます。</p>
細川委員	<p>「べきである」も要らないんじゃないでしょうか。「諮問を行う」で。さらっと流しておいた方がいいんじゃないでしょうか。</p>

加藤委員	<p>法文という観点から言えば、わざわざ「すべき」とは書かないですね。 「諮問を行う」です。あるいは「諮問を行うこととする」とかで十分じゃないかなと思います。</p>
浅見部会長	<p>それでは「べき」は外す修正で。</p>
加藤委員	<p>あえて「べき」は言う必要ないと思います。</p>
浅見部会長	<p>それではそのように修正してください。</p>
細川委員	<p>重大インシデントの件なのですが、もちろん報告ということなんでしょうけど、どういうタイミングでどうできるのかなというのがイメージが湧かなくて、年に1回くらいしか審議会をしないような書きぶりだったと思うので、そうするとものすごくタイミングを外すか臨時にやるか、でもそういう時ってきつととっても大変なことになっているから、もちろん議会への報告もおありでしょうし、もちろんその前後策やら色々、実際にきつと大変だと思うんですよ。そういう意味では、私たちも多分杉並区でこんな事件があったってテレビ・新聞で読んじゃうかもしれないような状況ですもんね。それをタイムリーに報告されても、報告を聴くだけになるので、逆に報告としても年に1回でもいいんだけど、定例のところできょうこういうことがあってきょうこの対応をして、今後こうするみたいな報告でないと、多分審議会的には意味がないかなと思います。その辺具体的にどうお考えでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>まさに重大な事案が起こった時に、まずはリアルな審議会の開催というのはすぐには難しいかもしれないんですが、もちろんタイムリーに委員の皆様については、まさに当区でこういう事案が起きましたという第一報といいますか、そういったものはまず入れさせていただくことになるかと、そうすべきだろうと考えています。事案に対して、区が、そもそもどういう事案であったか、どのような区は対応をしたのか、おそらくその再発防止策でありますとか、というようなことを考えなければいけないと。そういうようなことも含めて、この一連の経緯で対応、再発防止策等々ですね、委員の皆様にはご説明させていただくという機会は必要になろうかと思っておりますので、まずは、事が起こった時にはタイムリーにまずは、これはもう電話とかメールとかになってしまうかもしれませんが、まずはご連絡をさせていただくことになるだろうと思います。</p> <p>その後、どのタイミングで審議会を開くかと、もともと予定されている審議会が直近にあるようでしたら、例えばそういったところでご報告ということになるかもわかりませんが、場合によっては臨時的に審議会を開催させていただいてご報告の場を設けるということもあり得るのかなと考えています。</p>
浅見部会長	<p>他に何かございますでしょうか。</p> <p>さっきちょっと聞き落としちゃったんですけども、水町委員の今回の1枚ペラの修正案に対する意見の(2)の、「法施行条例の改正とまでは言えないことでも、個人情報保護上重要事項については報告又は諮問した方が良いのではないのでしょうか」に対する回答ってどこに反映されているんでしたっ</p>

	け。
情報公開係長	<p>こちらの報告書の方には反映はされていないのですけれども、水町委員へのご回答という形になるのですけれども、現行の杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例というのがあります、お配りしている関係法令等を綴ったファイルの 11 番の資料になりますけれども、こちらの杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例の第 2 条に審議会の所掌事項というのがあります、こちらの (1) ですね、情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用並びに特定個人情報の取扱いに関する重要事項というふうにあります。実は今回のこの諮問ですね、この部会で今検討していただいていますけれども、こちらの諮問もこの第 2 条第 1 項第 1 号、この (1) を適用して諮問しているという形になりますので、引き続きこの条例については存置いたしますので、こちらの方で対応していきたいというふうに考えているところでございます。</p>
浅見部会長	<p>他に何かございますでしょうか。 論点は以上ですかね。</p>
情報公開係長	修正点の説明は以上になります。
浅見部会長	他に何か、説明はございますでしょうか。
情報公開係長	<p>いただいたご意見の中で、こちらの修正点とは直接関係はなかったのですけれども、水町委員の方から、資料 12-3 の 1 番最初の 1 ページ目のご意見ですとか、11 ページ目、最後のご意見ですとか、こちらの会議の運営等につきましてのご意見ですとか、そうしたものでご意見をいただいているということでご紹介をさせていただきます。本日いただいたご意見の方でも、運営についてのご指摘をいただいておりますので併せてご報告をさせていただきますと思います。</p>
浅見部会長	<p>つまらないことなんですけれども、修正案 28 ページの私の肩書に一応「弁護士」も追加していただけないかと。「杉並法曹会 幹事」だけだと読んでいるとなんだらうこれはと。</p>
情報管理課長	大変失礼いたしました。追記させていただきます。
浅見部会長	<p>お願いします。 そのほか全般にわたって何かご意見ございますでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>今のインシデントの報告を聞いてちょっと思ったのですが、また、先ほど細川委員が報告って聞いても特に審議のしようがないよねというのを聞いていて思ったのが、24 ページの先ほどのなお書きの部分ですね、内部審査の結果を報告することになっているのですけれども、これってよく考えると、基準の妥当性に関して諮問をするための材料として結果を報告してもらうので、この報告はなお書きで書かなくてもいいんじゃないかなと思いました。これを外に出して、別途報告事項として独立させると、逆に言うとなんか報告はそれだけなのかっていう感じになっちゃうので、むしろこのところは諮問事項だけを全部書くという形ですっきりさせた上で、現在なお書き</p>

	<p>に書いてあるものは、①のイの諮問をするために、何もなければ妥当性の判断をすることができないので、諮問のための予備報告みたいなものだと思うので、これをわざわざ書くとむしろ副作用が大きいかなとちょっと思いました。</p> <p>あとはインシデントの報告を、水町委員はおそらく報告すべきだというご意見だと思うんですが、そういう意味ではご意見があったということは報告書の中に入れるべきだと思います。</p>
浅見部会長	今のご意見はこの黒枠からは外して、という趣旨でしょうか。
佐藤委員	なお書きですか。
浅見部会長	なお書きと、インシデントです。
佐藤委員	インシデントは今黒枠にあるんでしたっけ。
浅見部会長	今日席上配布されたものに入っています。
佐藤委員	だとすると、先ほど加藤委員がおっしゃったように、諮問のところの下に報告事項をぶらさげるのはおかしいと思います。
浅見部会長	先ほどの事務局の説明だと、1番目の黒ポチが諮問、なお書きがちょっとあるんですけども、それを除いては諮問で、次の2番目と3番目の黒ポチが報告だ、という整理をされたんですね。違うか、1番下ですね。2番目は存置することが妥当という記載ですね。そういう意味の仕分けをしているということですね。
加藤委員	多分事務局も一応諮問事項と報告事項は分けますっていう話だったと思うんですね。だからそこは書き直すと思うんですけど、佐藤委員と細川委員がおっしゃっていたのは、要するに報告の部分が、そもそもどういう意味があるのかというか、多分それはちょっと、どうなんだろうという趣旨だと思うんですね。一応、事務局の方では、報告事項の方に水町委員の意見も入れるっていうお話だったんですね。
情報公関係長	いったんはここに部会の意見という形で。
加藤委員	私個人は、佐藤委員や細川委員がおっしゃる意味はすごくよくわかるんですけど、法律的な観点からしても、報告だけでも意味があると思うのです。報告をすると定められていると、当然説明しなくちゃいけないということになるので、行政側にはプレッシャーになるんですね。実際そこで突っ込まれることが予定されているので、それなりにちゃんとしたものを出さないといけないとか、この審議会に出せば一般にも公開されていますので、そういう意味でも、第三者の目から見てどういう措置がされたのかとか、そういったことの報告は、確かにそのあとひっくり返すことはできなくても、そこで色々報告されて議論することによって次回の教訓に活かせるっていうことはあると思うんですね。だから、私は絶対入れてくださいというほどの意見ではないんですけど、事務局側が報告事項として入れていいという判断であれば、反対するつもりもないという感じですね。
細川委員	インシデント報告はしていただいた方がありがたいですが、実際に事件の

	<p>後の大変な時にわざわざ臨時の審議会まで開いてまでやることはなからうと、1年に1回でもいいから、そこで何があって、どういう事後措置をして、今後の再発防止策はこうしましたという報告ならあってもいいし、それは今加藤委員がおっしゃったように、今後の安全管理措置の見直しにも活かしていけるんだろうと思います。だから、タイムリーな報告は要らないんじゃないかなって感じがしています。ただ、水町委員のご意見ではやっぱり、タイムリーに聞きたいということだろうと思うので、議会等への報告なんかは絶対に作るわけだから、それを参考送付でもしていただければとりあえずはいいのかなと。あんまり、面倒な仕事をいっぱい増やす方向でものを考えない方がいいというふうに私はいつも思っております。</p>
浅見部会長	<p>結論的には、黒い枠組みの中に残すか残さないかというところではどうでしょうか。今の席上配布の資料には入っていて、ただこれは即時にとは書いてあるわけじゃないので、そこらへんはいろいろ考えられるということだとは思いますが。</p>
加藤委員	<p>事務局は絶対に委員の意見を聴かなくちゃいけないわけじゃないので、委員の中でも意見が分かれば、どれを捨てるかは事務局の方できちんと根拠があれば私はどちらでもいいと思うんですね。私は水町委員の本当の意図はよくわかりませんが、ただ、タイムリーに報告してくれとかではなくて、要するにインシデントって、結局事件って色んなケースがあるじゃないですか。だから、もちろんタイムリーに報告できることもあるし、全然そうもいかない、原因究明にすごく時間がかかるとか色んなケースがあるので、正直言ってその規範を立てることは難しいです。だから、どちらにしても、事務局がそこはある程度判断をするしかないところなので、しかも報告事項ということなので、もしかしたら正直言って運用如何ではあまり意味がないって可能性ももちろんあるんですね。私は細川委員と水町委員のご意見のどちらもあるほどなところがあるので、絶対こうするというのがなくてもいいのかなとか、意見も分かれていますのであとは事務局がどちらか決めていただくという判断でもいいのかなという気もするんですけども。</p>
浅見部会長	<p>そうはいつでも部会の報告書なので、一応たたき台は作っていただくにしても、最終的な意思決定はこちらでしなきゃいけないかなと思うんですけども。</p>
細川委員	<p>重大インシデントは報告すべきであるという意見があったということは報告書に当然書いていただかなければならないと思います。それから、実際の運用上どうするかというのは、重大インシデントだけではなくて、重大な制度の変更、そういったものも報告するようになっているんですね、さっきのお話から。だから、そういう中で、読み込めるのであれば、重大な制度の変更や、インシデント、事件については報告するよう努めるとか、その程度のことは報告事項としてあってもいいかなと思います。タイムリーじゃなくでもいいので。</p>

浅見部会長	結論的には結論部分に残す、意見はもちろん書いてありますけれども、その上で、結論部分に残すというご趣旨でしょうか。
細川委員	インシデントだけというよりは、制度変更とか重大な出来事、重大な制度変更やインシデントについては報告するよう努めるとか、それくらいでもいいのかなと思いました、結論としては。どれが重大インシデントかの判断だっただけじゃないですか。ニュースネタになったら重大だっただけなのか、小さいものでも騒がれることもあるし、その辺は報告できるようにしておけばいいだけなのかなと思いました。
浅見部会長	佐藤委員、何かこの結論部分について、黒枠の部分に残すか残さないか、意見はありますか。
佐藤委員	残してもよくて、あと水町委員の意見書を読んだのですが、特にすぐにとは書いていないので、水町委員もすぐにとは言っていないのですよね。どうすればいいですかってご本人に聞くと即時に、とお答えになるのかもしれないですけど、少なくとも現時点の水町委員の意見書には、すぐに報告せよというんじゃなくて、少なくとも報告は必要だろうという話だと思うので、報告だけで、時制に関しては特に指摘はこの報告書では書かないというところでもいいのかなとは思っています。あとは、細川委員が気にされているところは、速やかにと言った時に、どこの時間を起点として速やかにかですけれども、事故発生のところを起点にして速やかにというのは、まったく必要ないと思います。どちらかという、再発防止策などを杉並区として決めたところを起点として速やかにだったならば、別に現場にも負担はないはずなので、そういう意味だと言葉を仮に書いたとしても、あくまで起点は再発防止策まで、最終報告書までできたらその最終報告書を速やかにと解釈すれば、事故が発生した瞬間に速やかにではないということで、速やかにという言葉が仮に書き込まれた場合にも、そういう形の運用でいいかなと思いました。
浅見部会長	結論部分はどうしますかね。
細川委員	これで読み込めるのでしょうか。
浅見部会長	読み込めますよね。席上配布の再修正案の 27 ページに黄色い部分で付加されているところがあるんですけど、なんとなく新条例に規定すべき、じゃなくて元々審議会条例に規定すべきというような話に本来なってくるんですかね。これ、新条例ってあるんですけど、審議会に諮るものという条項って。
細川委員	巻末資料 2 の〈新〉の諮問の④のところ、現行の条例を存置するって書いてあるので、存置される項目の中で今さらっと見ていたら、〈旧〉の⑤とか、そういうもので読み込めちゃうのかなとは思っていますよ。だから、これだと諮問になってしまいますけど、特出しする必要があるかどうかというところなんですよね。
情報公開係長	審議会条例の、先ほどご紹介したもの、これについては報告ではなくてあくまでも諮問に関することになるんですけれども、報告に関しては現行の個

	<p>個人情報保護条例にいくつか規定があって、こういった重大インシデントに関する報告というのは特に条例には特に規定がないんですね。ただもちろんこういうことがあれば、これまでも一般報告という形で報告させていただいたところなんですけれども、改めてこういったものを条例で定めた方がよいのではないかとというようなものになります。</p>
浅見部会長	<p>モデル案では施行条例の該当箇所みたいなどころはあるんですか。報告せよというような規定は。条文として作る項目は。</p>
情報公関係長	<p>個人情報保護委員会のものでしょうか。そちらの方には出ておりません。こちらのオリジナルという形になります。</p>
浅見部会長	<p>そこだけポンと出ちゃうわけですね。インシデントの話だけポンと。1条を使って。</p>
情報公関係長	<p>規定の仕方にもよりますが、そういう形になるかなと思います。</p>
浅見部会長	<p>意見としては報告はして欲しい感じはしますけどね。時期は別として。</p>
情報管理課長	<p>今回席上配布させていただいたホチキス留めの資料のところ、部会委員の意見としてはもちろんこういったご意見が出ましたので、「(3) 主な意見」のところには、記載をさせていただきださるうなと考えてございます。この間のご審議の内容を踏まえすと、「(4) 当部会の考え方」、27 ページのところになりますけれども、これが結論と結びついてくるところではございますので、ここはちょっと、この3行、赤字で黄色マーカーのところを書かせていただいているわけでございますけれども、ここをそのまま残すかどうかといいますか、そういうことになるのかなと。あとは24 ページの黒枠の中の1番下のところをそのまま生かすのかどうかというところがセットだと思います。</p>
細川委員	<p>先ほど申し上げた巻末資料2の<旧>のところに書いてある⑤、これは住民票記載事項だけですね。諮問なんです、「漏えい又は不適切な利用により区民の基本的人権が侵害されると判断したときの、区民の個人情報の保護のために講ずる必要な措置」と書いてあるんですが、そういうものを諮問するとしたら、先ほど佐藤委員がおっしゃっていたような、諮問のための材料としてこういう事例があったから、というような話にはなるのかなと、今少し読みこんでいたんです。ただ、条例の1条を立てるといのはかなり重大なことなので、それは少し考えられた方がよいのではないのでしょうか。諮問・報告事項として、こういう中に納まるならその方がいいと思います。色んな意味で、重大という価値判断が色々難しかりうと思うので、やはり、審議会がそれを直接やるというよりは、行政機関の方が議会などもありますから、議会に報告するような案件については年に1回のところで一緒に報告してくださいねぐらいのことでいいかなという気もするんですけれどもね。再発防止策も含めて。自縄自縛はし過ぎない方がいいかなと思います。</p>
浅見部会長	<p>新施行条例に入れるか入れないかという意味では、なんとなく入れるのもそこだけぎらついちやってという感じもするので、意見は意見として残し</p>

	て、結論部分、今回は新しい条例案をどう作るかについての意見の諮問なので、ここは結論部分から落として、主な意見のところに入れるということによろしいでしょうか。
佐藤委員	それで大丈夫です。今言葉が気になったので「重大インシデントの発生について」をやめて、「重大インシデントについて」にしておきましょうか。そうしないと発生の報告になってしまうので、さっきの問題が出るから「重大インシデントの発生」ではなくて「重大インシデントについて」にしておけばと思います。ちょっと表現だけです。
浅見部会長	それは「(3) 主な意見」のところの、ということでしょうか。
佐藤委員	あとは巻末資料2とか。報告対象が「重大インシデントの発生の報告」ではなくて、「重大インシデントを報告」してもらおうという書きの方が。「発生」の報告ではない方がいいかなと思います。
浅見部会長	ではそのように整理をさせていただいて、結論部分からは落として、意見としては残して、「発生」ではなく「重大インシデントについて」は報告するというように整理させていただきます。
細川委員	前にも一度聞いたのですが、今回は個人情報保護条例の改正なのか、個人情報保護法施行条例を新たに立てるのか、その辺がまだ決まってきていないのですか。
情報公関係長	まだ確実には決まっていないのですが、大きく枠組みを変える形になるので、旧来の条例はいったん廃止にして、改めて、名称については施行条例にするのか、あるいはそのまま個人情報保護条例にするのか、そのあたりについても調整をしていかななくてはならないと思っているんですけども、特段施行条例でなくてはいけないというような国からの話もありませぬので、名前自体をそのまま残す形もありうるかなと思います。
細川委員	そうすると重大な部分の存置とかもあるので、改正の方が素直に取れるのかなという気はするんですけどね。
情報公関係長	そのあたりは、法規部門の方が調整をさせていただきたいと思います。
浅見部会長	<p>予定の21時を10分も超過してしまっていますが、他に何かご意見があれば、よろしくお願ひいたします。大丈夫でしょうか。</p> <p>どうしましょうか。1回おさらいを簡単にしましょうか、修正ポイントだけ。最後になるかもしれないので、お願いします。</p> <p>では私の方から。もし足りないところ、間違えているところがあったらご指摘ください。</p> <p>事前に配布した資料11(修正)にしたがっていきたいと思います。</p> <p>まず3ページの結論部分のところの「セキュリティ対策」というところを「安全管理措置」と、言葉として全体として平仄を合わせるというところ。</p> <p>それから、7ページの主な意見の1番下の中黒のところですね。ここの悪用の場合とか、何度も請求を行って事務負担を増大させるというところを逆転させて文言を直すというところ。</p>

	<p>それから、16 ページの条例要配慮個人情報についての、「(3) 主な意見」のところに、審議会の意見を聴くべきだという意見があったけれども、事務局が個人情報保護委員会に確認したところ許容されないという話があったということを加える。</p> <p>それから、22 ページは元々の原案に戻して、「その性質を異にする」という表現を水町委員に対する説明のように丁寧に、水町委員に回答したような意見のような表現にさせていただく。</p> <p>それから、1,000 人未満の部分については杉並区では 1,000 人未満については作成しないということなのでということを加えるということ。</p> <p>それから、24 ページの冒頭部分は「諮問を行うこととする。」</p> <p>また、自己点検表及び自己点検表を規定する安全管理措置等に関する基準の意味について、どこかに意味がわかるように、第三者が読んでもわかるように説明文をどこかに入れていただくと。そのやり方はお任せします。</p>
細川委員	<p>イのなお書きを外すというのもあると思います。</p>
浅見部会長	<p>そうでした。それは議場配布の方ですね。</p> <p>イのなお書きを外す。</p> <p>それから、議場配布で 24 ページのところに重大インシデントを加えたんですけれども、これはいったん外す。もとに戻す。</p> <p>26 ページ、「(3) 主な意見」で重大インシデントの部分は残すんですけども、ここは「発生した」というものは削除して、「重大インシデントについて」というふうに変えると。他にも重大インシデントの部分のところは同じように修正すると。</p> <p>それから 27 ページの、下から 2 段落目の「また」からの、黄色いマーカーのところは削除すると。</p> <p>それから 28 ページに私の肩書を入れていただくと。</p> <p>それから、巻末資料 2「杉並区情報公開・個人情報保護審議会の役割 新旧対照表」の右下の内部審査のところの 2 つ目の中黒のところを先ほど佐藤委員がご指摘いただいたような表現に改める。</p> <p>一応私のメモはそんなところですが、他に何か落としたところはあるでしょうか。大丈夫ですか。</p> <p>それではそれで修正いただいて、またメールで流していただいて、どうしてもこれはおかしいとかということであれば、こんな時間になるかもしれませんが、またちょっと開かざるをえないという事態もあるかもしれませんが、なるべくそれはないようにしたいと思います。</p> <p>他に何かご意見がありますでしょうか。なければよろしいでしょうか。</p> <p>それでは事務局から最後に何かありますでしょうか。</p>
情報公開係長	<p>第 3 回部会、前回の部会の会議録の公開についてですが、先ほど確定させていただきましたので、第 3 回の部会の会議録につきましては区のホームページの方に掲載させていただきます。また、前回の部会でご了承いただきましたとおり、発言者のお名前は顕名という形で掲載させていただきますので</p>

	<p>ご了承いただければと思います。また、本日の第4回の部会の会議録につきましては、作成でき次第委員の皆様にご確認を依頼させていただくこととしまして、ご了承いただいた上でホームページの方に掲載させていただく予定でございます。</p> <p>最後に事務連絡ということで、本日の部会に関する報償費についてでございますが、11月にご指定の口座の方にお支払いいたします。支払明細書につきましては、本日現地にご出席のみなさまには席上に配布をいたしております。それから、オンラインによりご参加いただいている委員の皆様につきましては、郵送により送らせていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。事務連絡は以上でございます。</p>
情報管理課長	<p>皆様改めまして本日は遅い時間、19時からお集まりいただきまして、当初の予定は2時間でしたけれども、少し超過をしまして大変申し訳ございませんでした。また、当初3回の予定でスケジュールを組んでおりましたが、4回目というところで急遽日程調整をさせていただいてお忙しい中お集まりいただきまして本当に感謝申し上げます。</p> <p>すごくタイトなスケジュールということで、我々事務局の運営の方も反省しなければいけないところが多々あります。今後こういった運営の際には、重々注意しながら、今回の教訓等も踏まえて運営してまいりたいと思います。このたび色々ご意見をいただき、また本日も活発なご審議をいただきまして、感謝いたします。今日いただいたご意見は速やかに我々の方も、報告書の修正をさせていただいて、皆様にすぐに共有できるようにさせていただこうと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p>
細川委員	<p>今後の予定なんですが、11月1日の審議会にこれを報告するという事で認識しておいていいんですね。部会長が取りまとめて、報告をすると。</p>
浅見部会長	<p>どのような報告にするかは佐藤会長と相談の上、どうするか考えたいと思いますので、佐藤委員、その際にはよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは長時間にわたりお疲れ様でした。これにて第4回の部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p>